

議会基本条例評価シート

| 条文 | | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|--|--|--|---|
| 総則 | | — | |
| 第 1 条 | 目的 この条例は、二元代表制のもと、市民及び市長と議会の関係、議会活動の基本原則を定めることにより、多摩市自治基本条例(平成 16 年多摩市条例第 1 号)第 8 条に規定されている市の意思決定機関である議会が、市民の負託に応えることによって、市民福祉の向上に寄与することを目的とします。 | — | <p>※ 「取組の評価」についての注釈</p> <p>(1) A または B の評価としたものについても、取り組むべき課題が意見として挙げられたものはコメント欄に記載した</p> <p>(2) C の「さらなる取組が必要」は、今行っていることが不十分で加えてやるべきところがある場合だけでなく、手法の見直しや、優先度を考えた内容の変更なども含めてこの評価を選定している</p> |
| 第 2 条 | 用語の定義 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 (1) 市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。 (2) 市長等 市長、下水道事業管理者、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長、固定資産評価審査委員会の委員長及び監査委員をいいます。 (3) 委員会 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいいます。 (4) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。 (5) 請願 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 124 条に規定する請願をいいます。 (6) 陳情 多摩市議会会議規則(昭和 47 年多摩市議会規則第 3 号)第 139 条に規定する陳情をいいます。 | — | <p>※ 「コメント」についての注釈</p> <p>(1) 評価理由に類するものだけでなく、評価とは別に今後取り組むべき課題などについても記載している</p> <p>(2) 上記の通り、評価理由だけでなく課題としてとらえている記載もあるため、各会派の意見としてそのまま記載している</p> <p>※ 条例改正に向けた検討または実施基準等の見直し検討についての注釈</p> <p>(1) 条例改正に向けた内容の議論ではなく、検証の結果として、今後、条例改正等を検討する必要があるかどうかを示しており、ここでは各会派から出た意見をそのまま記載している</p> <p>(2) この項目については、来年度の検討課題とする必要があるかどうかを別途整理することとした</p> |
| 第 2 章 自治体の意思決定を担う議会の基本原則(議会の活動原則、議員の姿勢と活動原則) | | — | |

| 条文 | | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|-----|---------------------------------------|--|--|
| 第3条 | 議会の活動原則 | — | — |
| | (1) 市長等に対し、適切な行政運営が行われているか監視し、評価すること。 | <p>【取り組み状況】</p> <p>①執行機関への一般及び代表質問延べ人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問延べ人数（H29…80名、H30…87名、H31(R1)…92名） ・代表質問人数（H29…5名、H30…5名、H31(R1)…5名） <p>②予算決算特別委員会における延べ質疑回数と議会の評価提出件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算審査（H29…121名、H30…128名、H31(R1)…128名） ・予算審査（H29…139名、H30…142名、H31(R1)…137名） ・議会の評価（H29…1件、H30…1件、H31(R1)…1件） ・分科会の評価を通して市長に対して提案した <p>③パルテノン多摩・周辺施設整備等特別委員会の設置</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パルテノン多摩 4 階に日常利用が可能な子育て専門施設の整備 ・中央図書館の建設位置を多摩中央公園内の比較的駅に近いところに移転 ・中央図書館の建設費に都市計画税が充当できるようになった ・決算における議会評価の提案により一部予算に反映できた。 ・全議員が予算・決算の審議に参加する形式を取っている。 ・決算審査の結果を予算に反映させる取り組みを行っている。 | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>（共産党）一定程度機能している。 次の事項について、「監視、評価機能」が果たされているか。議会運営委員会で検証する必要があるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算・予算審査、補正予算審議等での質疑：一例として、歳入についての質疑や討論が少ないことについてなど ・決算での議会の評価⇒分科会評価を含め、理事会で今後とも改革をしていく ・常任委員会での審査 <p>（公明党）決算審査の議会評価は予算編成に対しての具体的な提案になっておらず、決算評価としては財源部分までを含んだ予算に直結する評価をすべきではないか。</p> <p>（フェア）議会側から積極的に政策提案や施策の改善を促す働きかけが必要。また、3月・9月定例会では、希望する会派が一般質問で使用する分の質問時間を予算決算特別委員会の持ち時間に充てるようにできるようにすることも考えるべき。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要（1会派） 不要（4会派）</p> <p>（ネ・社）条例前文では最初に「政策提案」、次に「行政の監視・評価」を挙げている。 多摩市の取組を示すため（1）と（2）の順序を入れ替えてはどうか。</p> |

| 条文 | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|-------------------------------------|--|--|
| <p>(2) 政策提案機能を積極的に活用できるようにすること。</p> | <p>【取り組み状況】</p> <p>①意見書及び決議（委員会提出議案及び議員提出議案）の回数 ・（H29…10件、H30…16件、H31(R1)…16件）</p> <p>②所管事務調査の回数 ・（H29…1件、H30…2件、H31(R1)…0件）</p> <p>③議案の修正提案件数 ・（H29…1件、H30…1件、H31(R1)…2件）</p> <p>④議会の評価提出件数 ・（H29…1件、H30…1件、H31(R1)…1件）</p> <p>【成果】</p> <p>・条例制定には至らなかったが、条例提案を目指す取り組みが生まれている</p> <p>・国や都に対して意見書等の提出にいった。</p> | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>（新政会）イチからの立案はハードル高いなら、執行部提案を加筆修正するところからはじめる。 【議長公約；委員会による条例立案と政策提案に従い、各委員会が2年間で政策を作っていくという原則を明文化する】</p> <p>（共産党）政策提案が機能しているか？検証する この間、常任委員会での議論から政策提案に結び付ける方法を模索しているが、まだ成功していない。また、議会報告会・意見交換会等での議論の中から、政策提案のタネを探し出し、政策提案として育てていく道筋も模索してきたが、成功していない。</p> <p>（公明党）市民からの政策提案等で具体的に条例作成等に結び付かなかった。</p> <p>（フェア）各年度末または2年に一度は各常任委員会テーマに基づく政策提案を行うべき。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要（2会派） 不要（3会派） （ネ・社）条例前文では最初に「政策提案」、次に「行政の監視・評価」を挙げている。 多摩市の取組を示すため（1）と（2）の順序を入れ替えてはどうか。</p> |

| 条文 | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|--|--|---|
| <p>(3) 意思決定に当たって、議員間の自由闊達（かつたつ）な討議を通じて論点及び争点を明らかにし、合意形成を期すること。</p> | <p>【取り組み状況】</p> <p>①意見書、決議（委員会提出議案及び議員提出議案）に対する質疑・討論の回数 ・（H29…1件、H30…2件、H31(R1)…0件）</p> <p>②意見書等は本会議最終日前の代表者会議で意見交換を行い合意形成を行っている。</p> <p>③決算の議会評価を市長に提出 ・（H29…1件、H30…1件、H31(R1)…1件）</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見書や決議など、合意形成が一定程度図られている。 ・各会派からの意見書を真摯に討議し、国や都に対して意見書を提出することができた。 | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>（共産党）特に、常任委員会での審査において「議員間の自由闊達な討議を通じて論点及び争点が明らかにされている」か、「合意形成への努力が図られている」か、検証する。また、合意形成過程が市民の目に見える形で表現されることが必要。</p> <p>（公明党）議論に感じないようなことはなく、意見が合わなくとも議論はできた。</p> <p>（フェア）議員間の自由闊達な討議の機会が十分にあったとは言い難い。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要（5会派）</p> |

| 条文 | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|---|---|---|
| <p>(4) 市民に開かれた議会運営に努め、多様な市民の参加を保障し、意見を反映すること。</p> | <p>【取り組み状況】</p> <p>①議会報告会及び意見交換会の開催回数（参加人数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29.1 都立永山高校生徒会役員のみなさんと意見交換（1 日間、6 名参加） ・H29.4 春の意見交換会（3 日間、延べ 36 名参加） ・H29.8 パルテノン多摩の改修問題について（2 日間） ・H29.11～H30.2 秋の意見交換会（4 日間、延べ 45 名参加） ・H30.4 春の意見交換会（4 日間、延べ 68 名参加） ・H30.11 秋の議会報告会（1 日間、22 名参加） ・H31.2 大学生との意見交換会（1 日間、14 名参加） ・R1.11 秋の意見交換会（2 日間、延べ 24 名参加） ・R1.2 恵泉女学園大学訪問 大学生と意見交換 <p>②請願・陳情・政策提案の受付件数 （H29…21 件、H30…14 件、H31(R1)…26 件）</p> <p>③委員会での市民発言希望届受付件数 （H29…16 件、H30…10 件、H31(R1)…18 名）</p> <p>④各委員会で意見交換を実施した回数 （H29…10 回、H30…7 回、H31(R1)…9 回）</p> <p>⑤夏休み子ども議会探検の開催</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生や大学生等、日ごろ意見が聞けない若者の意見を行くことができた。 ・各員会のテーマに基づき具体的な意見を聞くことができた。 | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>（新政会） SIM たまのように市民を味方に引き入れて政策提案に生かす。議会報告会をワークショップ形式にして答申を出すまで連続開催する【議長公約；市民との意見交換を政策にする】</p> <p>（公明党） 頻繁に意見交換会を開催できた。</p> <p>（フェア） 意見交換会等からの意見や提案を活用した取り組みがなかった訳ではないが、市民の意見反映の場は十分だったとは言えないのではないかと。問題を抱えている現場や当事者の声を聴く場を設けていくべき。</p> <p>（ネ・社） 努力は続けてきたと思うが、市民参加の手ごたえは今ひとつ。今後の工夫が必要と感じている。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要（1 会派） 不要（4 会派）</p> <p>（新政会） オンライン時代に対応する条文の加筆を検討</p> |

| 条文 | | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|-------|--------------------------|---|--|
| | (5) 市民にわかりやすい議会運営に努めること。 | <p>【取り組み状況】</p> <p>①会議録の作成と呼応解放法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議録検索システムアクセス数（H29…7,262 件、H30…8,313 件、H31(R1)…10,712 件） <p>②インターネットによる議会中継と傍聴者数（R2.9.18 時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会中継（H29…252 回開催・15,978 回視聴、H30…232 回開催・19,265 回視聴、H31(R1)…206 回開催・22,006 回視聴） <p>③議会だより年間発行回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（H29…5回、H30…4回、H31(R1)…5回） <p>④議会だより編集委員会を設置</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会だよりを各戸配布にした ・議会報に議員がかかわる頻度が増えた | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>（共産党）インターネット中継の周知や障がい者への情報保障などの課題について検討すべき。</p> <p>（公明党）質疑で市民にわかりやすい言葉を使用するとか、議会報に語句の解説をつけるとかする</p> <p>障がい者など多様な市民に対しての情報発信の配慮がたりなかった。</p> <p>（フェア）YouTube 動画配信されていることも意識し、休憩時も配信を止めず、議論や協議の過程が覗ける様にしていることは良いと思う。聴覚障がい者も意識し字幕を入れることは進められていくと思われるが、知的障がい者やこれまで議会に馴染みのなかった層も意識し、画面へのわかりやすい用語を用いた説明・解説等の挿入も検討していくべき。</p> <p>また、「勉強会」時の記録や資料が検索できないことが課題である。非公式のものであっても要点録や配布された資料等はきちんと保存していくべきでないか。</p> <p>（ネ・社）SNS の活用等、今後の工夫の余地あり。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要（1 会派） 不要（4 会派）</p> <p>（ネ・社）「わかりやすい」→「子ども、障がい者、高齢者、外国籍など多様な人にわかりやすい」としてはどうか。</p> |
| 第 4 条 | 議員の活動原則 | 議員は、市民の代表者として、次に掲げる原則に基づき、活動しなければなりません。 | — |

| 条文 | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|--|---|--|
| <p>(1) 議会における意思の表明に当たっては、独自の調査研究及び市民意見の聴取に努めること。</p> | <p>【取り組み状況】</p> <p>①平成 29 年度：「パルテノン多摩改修問題」特別委員会において議会による独自調査のための補正予算を計上し専門家の知見を議会としての意思決定に役立てた。</p> <p>②常任委員会において、陳情審査の冒頭に市民発言を行い市民意見の聴取を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民発言（H29…16 名、H30…10 名、H31(R1)…19 名） <p>③常任委員会で所管事務調査を行い、調査研究を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H28～H29 健康福祉常任委員会（受動喫煙防止条例について） ・H29.12～H31.3 健康福祉常任委員会（手話をはじめとする様々なコミュニケーション手段の利用促進について） ・H30.4～H31.3 子ども教育常任委員会（パルテノン多摩大規模改修及び図書館本館再整備と図書館政策について） ・H30.12～H31.3 生活環境常任委員会（多摩中央公園の改修に向けた事業について） <p>④各会派での視察</p> <p>⑤会派主催の議会勉強会</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査活動や市民意見聴取の取り組みが行われている ・受動喫煙防止条例の制定やパーク PFI、障がい者福祉等にそれぞれ必要な調査活動ができた。 | <p>1 取組の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分 <p>2 コメント</p> <p>（共産党）今後とも研究していく必要がある。</p> <p>（公明党）調査計画を作成し、電子アンケートなどの活用も検討するべきではないか</p> <p>（フェア）議会全体としての調査費を獲得し、議会としての市民へのアンケート調査や、会場を借りて臨時の意見を聴く会開催等の機会を持つことができる体制にすべきである。また、「勉強会」時の記録や資料が検索できないことが課題である。非公式のものであっても要点録や配布された資料等はきちんと保存していくべきでないか。</p> <p>（ネ・社）推進していくためには、議会費の裏付け等も今後の検討課題。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 不要（5 会派）</p> |

| 条文 | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|---|---|---|
| <p>(2) 議会が言論の府であること及び合議体であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んずること。</p> | <p>【取り組み状況】</p> <p>①委員会での陳情・議案等に対する委員間の意見交換により、自由な討議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各委員会で意見交換を実施した回数（H29…10回、H30…7回、H31(R1)…9回） <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見交換がおこなわれた 委員会の勉強会や意見交換会で情報共有することができ、かみ合った議論ができた。 | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>（共産党）「委員会での自由な議論」はまだまだ不十分。</p> <p>（フェア）委員会によって差がある。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要（1会派） 不要（4会派）</p> <p>（ネ・社）「自由な討議を重んじ、互いの意見を尊重すること」としてはどうか。</p> |
| <p>(3) 市民の代表者としてふさわしい品位を保ち、多摩市議会政治倫理条例（平成8年多摩市条例第28号）を遵守すること。</p> | <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度から令和元年度までの3年間で条例違反の実績なし。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議場内や公務時の服装について市民より指摘を受けた。 | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>（共産党）審議に集中するべき</p> <p>（フェア）第3条(4)の内容を証明する意味でも、市側と議員等政治家等への問い合わせや口利き等についての記録を公開文書として位置付け、市側にその旨を申し入れる。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要（1会派） 不要（4会派）</p> <p>（公明党）服装等について他市の規則や申し合わせについて調査し改善する。</p> <p>調査内容によって場合によっては改正が必要</p> |

| 条文 | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|---|---|--|
| <p>(4) 議会の構成員として一部の団体及び地域の代表者でなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</p> | <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各自、地域、団体の特定利益を誘導するような行動は見受けられなかった。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見交換会などで一部の地域や団体だけではなく、幅広い意見を聞くことができた。 | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>(公明党) 地域課題や特定団体の抱える課題について発言することは時として必要と考えるが偏りすぎないように注意すべき。</p> <p>(フェア) 第3条(4)の内容を証明する意味でも、市側と議員等政治家等への問い合わせや口利き等についての記録を公開文書として位置付け、市側にその旨を申し入れる。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要(1会派) 不要(4会派)</p> <p>(公明党) 活動目標は市民の福祉の向上のみではない → 市の発展や、市民生活・市民福祉の向上に直すべき</p> |
| <p>第3章 市民とともに考え、行動する議会(議会への市民参画)</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |

| 条文 | | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|-----|--|--|---|
| 第5条 | 情報共有と市民意見の把握 | <p>議会は、市民に対する説明責任を果たさなければなりません。</p> <p>【取り組み状況】</p> <p>① ホームページ ② 議会だより ③ Facebook ④ 議会報告会及び意見交換会 ⑤ 多摩市の便利な本 ⑥ 子ども夏休み議会探検 ・(H30…児童 28 名参加、H31(R1)…児童 16 名参加) ⑦ H31.2 大学生との意見交換会 ⑧ R1.2 瓜生小学校 6 年生社会科見学 R1.2 大学生との意見交換会(恵泉女学園大学) ⑨ YOU TUBE の配信</p> <p>【成果】</p> <p>・様々な取り組みがはじまっている ・情報発信のツールの拡大はできたが、まだまだ不十分</p> | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>(共産党) 今後とも研究する。 (公明党) SNS の充実、発信数の増加やスピード感ある投稿 (フェア) 障がい者や若年層、議会に馴染みがなかった人たちに向けての発信を意識したさらなる取組みを継続して行っていくべき。 (ネ・社) SNS の活用等、今後の工夫の余地あり。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 不要 (5会派)</p> |
| | 2 議会は、原則としてすべての会議(議長等が正式に招集したものをいいます。)を公開するものとし、あらかじめ市民に周知するよう努めなければなりません。なお、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければなりません。 | <p>【取り組み状況】</p> <p>① 会議の公開方法(傍聴、インターネットによる議会上継の実施、会議録の作成・公開) ② 会議の周知方法(ホームページ、議会だより、Facebook 等) ③ ポスター掲示 ④ 議会 YOU TUBE アクセス数 2017 年 16,713 回 2018 年 19,833 回 2019 年 23,757 回 2020 年 20,820 回(1/1~12/21)</p> <p>【成果】</p> <p>・12/21 現在 FB フォロワー数 376 件 ・ネット中継は徐々にだがアクセス数が上がっている</p> | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>(共産党) コロナ禍における傍聴の在り方など、今後とも研究する。 (公明党) 発信媒体の拡充が必要 (フェア) 災害対策連絡会については中継がないが、事後でも概要をまとめてホームページや Facebook 等で公開していくべき。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 不要 (5会派)</p> |

| 条文 | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|---|---|---|
| <p>3 議会は、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させるため、次に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。</p> <p>(1) 議会報告会の実施 (2) 意見交換会の実施 (3) パブリックコメントの実施 (4) アンケート調査等の実施</p> | <p>【取り組み状況】</p> <p>①議会報告会及び意見交換会を春と秋の年2回実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29.1 都立永山高校生徒会役員のみなさんと意見交換（1日間、6名参加） ・H29.4 春の意見交換会（3日間、延べ36名参加） ・H29.8 パルテノン多摩の改修問題について（2日間） ・H29.11～H30.2 秋の意見交換会（4日間、延べ45名参加） ・H30.4 春の意見交換会（4日間、延べ68名参加） ・H30.11 秋の議会報告会（1日間、22名参加） ・H31.2 大学生との意見交換会（1日間、14名参加） ・R1.11 秋の意見交換会（2日間、延べ24名参加） ・R1.2 恵泉女学園大学訪問 大学生と意見交換 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（1）（2）はできているが（3）は対象となる案件がない（4）はできていない | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>（共産党）市民意見を議会として把握するうえでは、「議会報告会」「意見交換会」のほかに、「パブコメ」や「アンケート」等の手法をもっと活用する必要があるが、予算や態勢的なものがあり、実際には、実施が難しい。当該年度で実施する必要が出た場合でも、前年度に予算案として議論する必要があり、必要と認識するときとのタイムラグが生ずる。最低限、科目存置など予算化する必要がある。</p> <p>（公明党）予算のこともあるが、書面ではなくインターネットを活用したアンケートの実施に向けて検討が必要</p> <p>（フェア）パブリックコメントやアンケート調査等については実施してきたとは言えない。議会全体としての調査費など機動的に使える予算が必要。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要（2会派） 不要（3会派）</p> <p>（共産党）今年度のように、コロナ禍というアクシデントで、議会報告会や意見交換会の開催が難しい場合もあるので、やむを得ない場合について、「年1回以上」という「要綱」の記述を工夫する必要がある。</p> <p>（ネ・社）方法を（1）～（4）に限定しているように読める。 今後新たな取組を実施しうるよう文言を修正してはどうか。</p> |

| 条文 | | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|-------|--|--|--|
| | 4 議会は、前項の規定による市民意見を把握するに当たっては、意見表明の機会を十分に活用できない市民の意見等も含め、市民全体の意向を把握するように努めなければなりません。 | <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者団体や老人会、商店会等にこちらから意見を聞くような働きかけができた。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各団体の状況が把握できた | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>(公明党) 市民が簡単に意見を述べられるような機能を持つため HP に議会に対する意見・要望を聞けるようにすべきではないか</p> <p>(フェア) 議会たより、たま広報、地域のマスコミ、SNS 等も活用した意見募集等呼びかけがなされるべき。アンケート調査などが必要。</p> <p>(ネ・社) 特に具体的な改定・推進案はないが、常に模索を続けるべき部分と考える。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 (1 会派) 不要 (4 会派)</p> <p>(共産党) 第 4 条 1 項に重なるため、そちらに統合する。</p> |
| 第 6 条 | 市民からの政策提案等 議会は、市民等からの請願及び陳情を政策提案等として受け止め、適切、誠実にこれを審議又は委員会で審査するものとします。 | <p>【取り組み状況】</p> <p>① 請願及び陳情の審査件数</p> <p>審査件数</p> <ul style="list-style-type: none"> 請願 (H29~R1...0 件) 陳情 (H29...14 件、H30...13 件、H31(R1)...21 件) <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民からの陳情が増加している 必要に応じて委員会で調査活動を行い情報共有ができた。 | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>(フェア) 政策提案については、市民の発意で提出されることは保障しつつ、所管委員会との協働作業も市民側へ提案し、立法機関として、市民代表としての議会を活用してもらえる様、市民への呼びかけも積極的に行うべき。</p> <p>(ネ・社) 陳情等を政策のタネとする取組は今後の課題と考える。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要 (5 会派)</p> |

| 条文 | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|---|---|---|
| <p>2 市民は、前項に規定するもののほか、議会に多摩市に関する政策提案等を提出することができるものとし、議会は、政策提案等を所管する委員会を決定し、多摩市議会委員会条例（昭和 47 年多摩市条例第 29 号）の規定に基づき、適切、誠実にこれを審査しなければなりません。</p> | <p>【取り組み状況】</p> <p>① 政策提案の審査件数 審査件数</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策提案（H29…3件、H30～R1…0件） <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民からの政策提案がおこなわれている 必要に応じて委員会で調査活動を行い情報共有ができた。 | <p>1 取組の評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A 取組は十分である</p> <p><input type="checkbox"/> B 概ねできている</p> <p><input type="checkbox"/> C さらなる取組が必要</p> <p><input type="checkbox"/> D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>（フェア）政策提案については、市民の発意で提出されることは保障しつつ、所管委員会との協働作業も市民側へ提案し、立法機関として、市民代表としての議会を活用してもらえる様、市民への呼びかけも積極的に行うべき。</p> <p>（ネ・社）会議規則では「採択・不採択」の判断をすると定められているが、この条文の主旨に照らせば、そうした方法よりも「市民意見の中から政策のタネを探す」という態度で臨む方がよいのではないか。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要（5会派）</p> |

| 条文 | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|--|---|--|
| <p>3 委員会の委員長は、当該委員会に諮り、必要に応じて、市民の発言を許可することができます。</p> | <p>【取り組み状況】</p> <p>① 委員会での市民発言回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民発言（H29…16名、H30…10名、H31(R1)…19名） <p>② 審査前にも陳情者の意見を直接聞くなども行った。</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民発言の機会が担保される ・陳情者の声を直接聞くことができた。 | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>（新政会）陳情請願の市民が十分に発言、意見交換できていない 議員が市民と本音で意見交換するメリットがない。黙っているほうがベターである現状をどう改善するか協議する。 陳情が出される前に、これまでの経緯を説明してあげるべきか協議する</p> <p>（共産党）請願・陳情・政策提案の提出にあたって、常任委員会の審査の冒頭で、提出者の市民が、5分程度説明できるルールになっているが、実際の審査のなかで、意見を述べられるようにする必要はないか？ 提出者からの資料の配布・パネルの使用について、また、ネットも含めた傍聴者や市民に対する公開についても検討が必要ではないか</p> <p>（公明党）陳情は文面審査だが事前に意見を聞いた部分も勝手に解釈に加え、審査していることがあり、審査基準があいまいで後世に残る審査としてはふさわしくない。基本に忠実に審査すべき。</p> <p>（フェア）市民発言に対する委員からの質疑も実施すべきである。</p> <p>（ネ・社）委員会における市民発言に、もう少し自由度を許す余地はないか。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要（2会派） 不要（3会派）</p> <p>（共産党）審査中の市民の発言を認める場合には条例改正が必要</p> |

| 条文 | | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|--------------------------------------|--|---|---|
| 第 7 条 | 広報活動の充実 議会は、市民の知る権利を保障し、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう、多様な方法を用いて、広報活動の充実に努めるものとしてします。 | <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ホームページ ② 議会だより ③ Facebook ④ 議会報告会及び意見交換会 ⑤ 多摩市の便利な本 ⑥ 子ども夏休み議会探検 <ul style="list-style-type: none"> ・ (H30…児童 28 名参加、H31(R1)…児童 16 名参加) ⑦ H31.2 大学生との意見交換会 ⑧ R1.2 瓜生小学校 6 年生社会科見学 ⑨ R1.2 大学生との意見交換会 (恵泉女学園大学) <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な取り組みが行われている ・ 子ども議会など保護者からいい企画であったとの言葉をいただいた ・ 議会だよりがよくなったと市民意見があった ・ 6 年生の社会科見学について好評であった ・ 障がい者に対する情報発信が中々進まなかった | <p>1 取組の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分 <p>2 コメント</p> <p>(新政会)【議長公約；SNS やコミュニティ紙を通じた広報】 議会費総額の中でタウンニュースへの議会活動掲載を再度、議題に挙げる SNS やオンライン時代に対応する広報活動の充実にについて、条文の加筆 FB のあり方を協議する</p> <p>(共産党) 議会内に「ホームページ」、「議会だより」、「議会報告会」等を全体として統括する「広報委員会」を設ける必要性について検討。</p> <p>(公明党) 障がい者に対する発信の予算要望も含め検討 発信 SNS の種類についてツイッター等を増やすことを検討 発信の鮮度について改善が必要</p> <p>(フェア) 議会だより、たま広報、地域のマスコミ、SNS 等も活用した意見募集や取組み紹介がなされるべき。また、多摩テレビの多摩市政紹介の枠の中で、議会の様子や情報についても含ませることも行うべき。</p> <p>(ネ・社) さまざまな工夫を重ねてきたと思う。努力の継続が必要。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 (1 会派) 不要 (3 会派) (共産党) 「広報委員会」等を設ける必要があれば条例改正</p> |
| 第 4 章 二元代表制の一翼を担い責任を果たす議会 (市長と議会の関係) | | — | — |

| 条文 | | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|-------|--|--|---|
| 第 8 条 | 議決事項の追加 | <p>議会は、地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき、法に定めるものを除き、必要な事項を議決事項として追加することができます。</p> <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加実績なし <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議決が必要と思われる事項について検討しなかった | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>(新政会) 八条(議決事項の追加)が空文化している。勉強会。</p> <p>(共産党) 総合計画の基本計画など追加すべき事項があるかどうかの検討が必要</p> <p>(公明党) 議決が必要な事項について検討する必要がある</p> <p>(フェア) 各年度末または 2 年に一度は各常任委員会テーマに基づく政策提案を行うべき。</p> <p>(ネ・社) 実績がなく、今後の課題と捉えている。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要(2会派) 不要(3会派) (共産党) 追加すべきものがあれば、条例改正</p> |
| | 2 議会は、前項の規定により議決事項を追加又は削除する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければなりません。 | <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加及び削除の実績なし <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議決が必要と思われる事項について検討しなかった | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>該当実績がないため評価対象外</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 不要(5会派)</p> |

| 条文 | | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|-------|--|--|--|
| 第 9 条 | 決算・予算の連動 議会は、決算審査に当たって、市長等が執行した事業等の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行わなければなりません。 | <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年から 4 常任委員会を決算特別委員会の分科会に位置付け、それぞれの委員会ごとに評価対象事業（施策）を定めて評価を行った。 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策の一環で行わないこととした。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会の評価を行い、予算への反映や様々な対応がなされた 委員会ごとに評価対象事業で予算確保につながった。 | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である <input checked="" type="checkbox"/> B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>（公明党） 予算の連動を考えると事業評価にすべき 評価結果が言葉の羅列で市民にわかりにくい</p> <p>（フェア） 近年は決算の観点からの評価というより、議会意見の反映をどうするかに重きが置かれてきたため、決算時の評価のあり方を見直す必要がある。</p> <p>（ネ・社） 非常時対応について検討の余地あり。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要（5 会派）</p> |

| 条文 | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|---|--|--|
| <p>2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価を、市長に明確に示さなければなりません。</p> | <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月定例会で「議会の評価」を明示している <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全会一致で「議会の評価」がだされ、予算への反映や様々な対応がなされた ・委員会ごとに評価対象事業で予算確保につながった。 ・評価結果が言葉の羅列で市側にとってわかりにくかった | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>（共産党）市長に明確に示す「議会の評価」が実際には、「分科会評価」ということになっているが、これでよいか検証が必要。議会の評価をもっと広くすべきではないか</p> <p>「災害時」等の緊急時において、「評価ができない」ケースについて、例外規定を設ける必要があるか？</p> <p>（フェア）決算時だけでない施策や課題テーマにおける評価や提案を追求していくべき。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要（1会派） 不要（4会派）</p> <p>（共産党）「災害時」等の緊急時において、「評価ができない」ケースについて、例外規定を設ける必要があれば、要綱等に記述する。</p> |

| 条文 | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|---|--|---|
| <p>3 市長は、議会の評価を予算に十分反映させるよう努めなければなりません。</p> | <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 9 月定例会で示された「議会の評価」に対するの予算措置を翌 3 月定例会で報告している <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算への反映や様々な対応がなされた 委員会ごとに評価対象事業で十分とは言えないが予算確保につながった。 | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>(新政会) 市長は議会の評価を予算に十分反映させる。過去の提言がどれくらい反映したかを調査する 災害時などにおける本条項（決算分科会をやらない）等の停止措置を書き込む</p> <p>(共産党) 予算審査時の質疑で対応が示されたもの、特に「既存予算で対応」とされたもの等について、後追いの調査が必要。</p> <p>(公明党) 評価の仕方について今後の予算に対する意見を明確にする</p> <p>(フェア) 次年度予算時に間に合わなかった対応や見直しについてもその後に報告すべき。</p> <p>(ネ・社) 一定の成果は出せているが、今後の発展に期待。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要（1 会派） 不要（4 会派）</p> |

| 条文 | | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|------|--|--|--|
| 第一〇条 | 資料提供 | <p>議会は、政策形成過程の透明性を図るため、市長等に、必要な情報提供を求めることができます。</p> <p>【取り組み状況】</p> <p>① 一般質問資料要求 ② 決算資料要求 ③ 予算資料要求 ④ 委員会における資料要求 ⑤ 委員会での勉強会</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員間の情報共有ができた。 資料要求について質問で触れない議員が見受けられる。忙しい中で資料作成の作業をした職員に失礼だと思う。 | <p>1 取組の評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>(フェア) 市側の都合による資料提供となる側面が強く、存在すると思われる資料が無いもの(発表したくないもの)とされてしまう傾向は否めないことから、議員・議会からの求めについては誠実に対応してもらいたい。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 (5会派)</p> |
| | 2 市長等は、前項の情報提供の求めに対して、速やかに対応するよう努めるものとします。 | <p>【取り組み状況】【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会から市側への資料要求について、議会運営委員会で協議した期日までに速やかに対応している。 | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>(公明党) 一般質問の資料回答が遅い、質問の前日では内容の確認ができない。</p> <p>(共産党) 議員、会派にとって、必要な情報が提供されているかどうかを検証する必要がある。</p> <p>(フェア) 市側の都合による資料提供となる側面が強く、存在すると思われる資料が無いもの(発表したくないもの)とされてしまう傾向は否めないことから、議員・議会からの求めについては誠実に対応してもらいたい。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 (5会派)</p> |

| 条文 | | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|-------|---|--|--|
| 第 二 条 | 会期の弾力的運用 | <p>議長は、必要な会期を第 17 条第 1 項の規定による議会運営委員会に諮り、本会議において決定するものとします。</p> <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会期は本会議初日前に開催している議会運営委員会に諮り、本会議初日に決定している。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出来ているので特になし | <p>1 取組の評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A 取組は十分である</p> <p><input type="checkbox"/> B 概ねできている</p> <p><input type="checkbox"/> C さらに取組が必要</p> <p><input type="checkbox"/> D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>特になし</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 (5 会派)</p> |
| | 2 議長は、前項に規定する会期の決定に当たっては、市長による専決処分が最少限になるよう努めるものとします。 | <p>【取り組み状況】</p> <p>① 閉会中においても市長からの申し出により、臨時会を招集して議案審議を行い、市長による専決処分が最小限になるよう努めている。</p> <p>② 地方自治法第 101 条に基づく臨時会の開催件数 (H29…2回、H30…1回、H31(R1)…1回)</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 先決処分は適宜に行われた | <p>1 取組の評価</p> <p><input type="checkbox"/> A 取組は十分である</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> B 概ねできている</p> <p><input type="checkbox"/> C さらに取組が必要</p> <p><input type="checkbox"/> D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>(フェア) かつて学校体育館へのエアコン設置試行については臨時会開催を求めた専決処分とされてしまった。</p> <p>(ネ・社) 議会と議長の努力のみで解決できる部分ではなく、専決処分がやむを得ないものであったかという検証は別途行われるべきであろう。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 (5 会派)</p> |

| 条文 | | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|--------|--|---|--|
| | 3 議長は、地方自治法第 101 条第 2 項の規定に基づく議会招集請求権を積極的に行使するよう努めなければなりません。 | <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第 101 条第 2 項の規定に基づく臨時会の開催件数 (H29…2回、H30…1回、H31(R1)…1回) <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨時会は適宜に行われた | <p>1 取組の評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>特になし</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 (5会派)</p> |
| 第 12 条 | 議員の質問・質疑及び市長等の返問 議員は、定例会本会議において一般質問又は代表質問をすることができます。 | <p>【取り組み状況】</p> <p>① 一般質問の延べ人数、問数</p> <ul style="list-style-type: none"> (H29…80名、135問、H30…87名、147問、H31(R1)…92名、166問) <p>② 代表質問の延べ人数、問数</p> <ul style="list-style-type: none"> (H29…5名、5問、H30…5名、5問、H31(R1)…5名、5問) <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般質問・代表質問が活発に行われている 多くの議員が積極的に取り組んできた | <p>1 取組の評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>(フェア) コロナの影響もあり 3 月定例会での一般質問が見送られたという例もあったため、定例会だけでなくとも一般質問や代表質問できることも検討すべき。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 (1会派) 不要 (4会派)</p> |

| 条文 | 具体的な取り組み状況及び成果 平成29年度から令和元年度までの3年間の状況 | 検証結果 |
|--|---|--|
| <p>2 市長等及び市長等から委任を受けた者は、議長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができます。</p> | <p>【取り組み状況】</p> <p>① 直近3年間での反問回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(H29…2問、H30…0問、H31(R1)…0問) <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反問の機会が保障されている | <p>1 取組の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分 <p>2 コメント</p> <p>(公明党) 理不尽な要望に対してもう少し活用した方がよい。議論することは大事</p> <p>(新政会) 反問権と文書質問、議員間討議の空文化(まずは勉強会)</p> <p>(フェア) 反問機会が少なかった。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要(1会派) 不要(4会派)</p> |
| <p>3 議員は、議長を通じて市長等に対し文書による質問を行うことができます。</p> | <p>【取り組み状況】</p> <p>① 書式はあるが実績はない</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急ぎで質問するような案件がなかった。 | <p>1 取組の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分 <p>2 コメント</p> <p>(新政会) 反問権と文書質問、議員間討議の空文化(まずは勉強会)</p> <p>(共産党) 実績はないとなっているが、災害対策会議における意見交換などはこれに準じたものではないか。</p> <p>文書質問の様式や手順の検討などが必要ではないか</p> <p>(ネ・社) 事実上「文書」以外の方法で行っているのではないか。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要(1会派) 不要(4会派)</p> |

| 条文 | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|---|--|--|
| 4 市長等は、前項の規定による文書質問に対して、速やかに文書により答えなければなりません。 | <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績なし <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急ぎで質問するような案件がなかった。 | <p>1 取組の評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 該当実績がないため評価対象外</p> <p>(フェア) 文書質問を積極的に受け入れていく姿勢が市側に必要。 (ネ・社) 事実上「文書」以外の方法で行っているのではないか。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 (1 会派) 不要 (4 会派)</p> |
| 5 議員は、議案等についての論点を整理し、審査・審議を深めるために質疑を行うものとしします。 | <p>【取り組み状況】</p> <p>① 本会議での質疑件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(H29…6 2回、H30…8 3回、H31(R1)…8 7回) <p>② 臨時会での質疑件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(H29…1 回、H30…1 回、H31(R1)…0 回) <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分行われた | <p>1 取組の評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>(公明党) 既に回答をいただいている項目について質問している人が見受けられた。 補正について補正の範囲を超えている質問が見受けられた</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 (5 会派)</p> |
| 第5章 討議による合意形成で創造的に意思決定する議会 (議論するしくみをつくり議会の機能を高めます。) | — | — |

| 条文 | | 具体的な取り組み状況及び成果 平成29年度から令和元年度までの3年間の状況 | 検証結果 |
|------|-------------------------------------|--|---|
| 第13条 | 討議の原則 | <p>議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては議員間の公平で自由な議論を尽くすものとします。</p> <p>【取り組み状況】【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分行われた | <p>1 取組の評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>(フェア) 議員間の議論を行う場が限られている。</p> <p>(ネ・社) 委員会等でかなり意見交換の努力ができてきている方だと思うが、民間のブレインストーミング型の議論と比して改善の余地はあるかもしれない。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 (5会派)</p> |
| | 2 議会は、原則として委員会活動を中心に議員間討議を行うものとします。 | <p>【取り組み状況】</p> <p>① 委員会での意見交換実施回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(H29…10回、H30…7回、H31…9回) <p>② パルテノン多摩改修問題特別委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(H28.12からH29.4まで) <p>③ パルテノン多摩・周辺施設整備等特別委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(H29.5からH30.3まで) <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会を中心として、議案審査など議員間討議が行われている ・委員会の勉強会も含め活発に行われた | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>(新政会) 反問権と文書質問、議員間討議の空文化(まずは勉強会)</p> <p>(共産党) 委員会での「議員間討議」は、まだまだ不十分と考える。</p> <p>(フェア) 委員会により様相が異なっている。また、「勉強会」時の記録が残らないのが良くない。後から調べられるよう、議会内だけの公開だとしても記録を残しておくべき。</p> <p>(ネ・社) 委員会等でかなり意見交換の努力ができてきている方だと思うが、民間のブレインストーミング型の議論と比して改善の余地はあるかもしれない。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 (1会派) 不要 (4会派)</p> |

| 条文 | | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|--------|--|--|--|
| 第 14 条 | 調査・政策立案 | <p>議会は、地方自治法第 100 条の 2 の規定に基づく学識経験を有する者等による調査を必要に応じて活用しなければなりません。</p> <p>【取り組み状況】 ①平成 29 年度：「パルテノン多摩改修問題」特別委員会において議会による独自調査のための補正予算を計上し専門家の知見を議会としての意思決定に役立てた。</p> <p>【成果】 ・委員会を中心に十分できた</p> | <p>1 取組の評価 A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント (新政会) 調査を使いやすく(1、学識を年に一度は招く。大学との連携協定 4、必要な機関とはなにか) (共産党) たとえば、参考人質疑等が十分に活用されていない。 (フェア) 十分に活用されているとは言えない。 (ネ・社) 予算の裏付けが今後の課題。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要(2会派) 不要(3会派) (公明党) 本文最後の「～活用しなければなりません」を「～活用できるものとする」(根拠法に基づく→100-2 させることができる)</p> |
| | 2 議会は、地方自治法第 115 条の 2 及び同法第 109 条第 5 項において準用する同法第 115 条の 2 に規定する公聴会及び参考人制度を必要に応じて活用しなければなりません。 | <p>【取り組み状況】 ① 常任委員会での参考人招致 ・(H30. 2 健康福祉常任委員会)</p> <p>【成果】 ・委員会を中心に十分できた</p> | <p>1 取組の評価 A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント (新政会) 調査を使いやすく(学識を年に一度は招く。大学との連携協定) (共産党) たとえば、参考人質疑等が十分に活用されていない。 (フェア) 十分に活用されているとは言えない。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要(2会派) 不要(3会派) (公明党) 本文最後の「～活用しなければなりません」を「～活用できるものとする」(根拠法に基づく→109-5,115-2 意見を聴くことができる。)</p> |

| 条文 | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|--|---|---|
| <p>3 議会は、政策立案に資するため、必要な調査、研修及び視察を行い、その結果を市民に公表、報告しなければなりません。</p> | <p>【取り組み状況】</p> <p>① 所管事務調査報告書を本会議及び議会だより、行政資料室で報告</p> <p>② 特定事件調査報告書を本会議及びホームページ、議会だより、行政資料室で報告</p> <p>③ 特別委員会報告を本会議及びホームページ、議会だよりで報告</p> <p>④ 議会の評価をホームページ及び議会だよりで報告</p> <p>【成果】</p> <p>・調査・研修及び視察の成果により、質問を通して要望や提案はできた。</p> | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>(公明党) 成果に基づく議会としての政策立案には結びつかなかった。</p> <p>(共産党) 調査、研修、視察などの結果の市民への「返し」は十分でない。</p> <p>(フェア) 必要な調査が十分にできているとは言えない。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 不要 (5会派)</p> |
| <p>4 議会は、審査、諮問又は調査のために必要な機関を設置することができます。</p> | <p>【取り組み状況】</p> <p>・実績なし。(都内各市でも平成29年度から令和元年度までの3年間で審査、諮問又は調査のために必要な機関を設置した実績なし。)</p> <p>【成果】</p> <p>・実績がないので成果もなし</p> | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>(新政会) 必要な機関とはなにか</p> <p>(共産党) 不十分</p> <p>(公明党) 必要と判断した場合の予算について要検討</p> <p>(フェア) 実績がない。</p> <p>(ネ・社) 現実問題として予算の裏付けはあるか。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 不要 (5会派)</p> |

| 条文 | | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|--------|--------|---|---|
| 第 15 条 | 委員会の運営 | <p>委員会は、所管にかかわる市政の課題について、市長提案の議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行うものとしま</p> <p>す。</p> <p>【取り組み状況】</p> <p>① 所管事務調査の実施実績</p> <ul style="list-style-type: none"> • H28～H29 健康福祉常任委員会 (受動喫煙防止条例について) • H29.12～H31.3 健康福祉常任委員会 (手話をはじめとする様々なコミュニケーション手段の利用促進について) • H30.4～H31.3 子ども教育常任委員会 (パルテノン多摩大規模改修及び図書館本館再整備と図書館政策について) • H30.12～H31.3 生活環境常任委員会 (多摩中央公園の改修に向けた事業について) <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 委員会として審査に必要な調査活動はできた | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>(公明党) 調査活動に基づく政策提案にまでは至らなかった。</p> <p>(共産党) 政策提案の1つとして、2017年度～2018年度、健康福祉常任委員会で、条例案づくりがおこなわれたが、同委員会の個々の委員の態度表明が、それぞれの所属する会派の意見を代表していないことが露呈され、そのことが、条例案づくりが頓挫する要因の1つとなった。この経験を、今後の実践にどう生かしていくか？</p> <p>(フェア) 委員会で設定するテーマを所管事務調査と位置付け、年度末に政策提案を行うこと等をすべき。また、この条文内容を達成する意味でも「勉強会」時の要点録作成、資料の保存を行うことを位置付けるべき。</p> <p>(ネ・社) 当議会が推進を強く意識している部分。研鑽の必要があるか。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 (5会派)</p> |

| 条文 | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|---|---|--|
| <p>2 委員会は、その意思決定に当たり、市民等の意見聴取に努めるとともに、委員間の十分な討議を行うものとします。</p> | <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会での陳情等審査冒頭で市民発言を実施し、必要に応じて議員間の意見交換を実施。 市民発言（H29…16名、H30…10名、H31(R1)…19名） <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 陳情者の意見だけでなく、各団体との意見交換会も積極的にでき、行政側の説明以外に具体的な課題なども共通認識することができた。 | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である <input checked="" type="checkbox"/> B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>（共産党）委員会主催の意見交換会の回数が少ない （フェア）市民等の意見聴取や委員間の討議も十分とは言えないのではないか。 （ネ・社）陳情者との事前の意見交換など、市民要望に応じて努力していると思う。継続要。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要（5会派）</p> |
| <p>3 委員会は、市民等との情報共有及び意見の聴取のために、必要に応じて意見交換会等を行うように努めるものとします。</p> | <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会ごとの意見交換の様子を、議会だより最終ページ「市民と議会」で掲載 委員会で市民等との意見交換会等の実施 （H31. 2 総務常任委員会） （H30. 2 生活環境常任委員会） （H30. 1 子ども教育常任委員会） （H29. 11 健康福祉常任委員会） （H29. 11 総務常任委員会） たま市議会だより編集会議の市民等との意見交換会等の実施 （H30. 3. 8） <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各団体との意見交換会も積極的にでき、具体的な課題なども共通認識することができた。 | <p>1 取組の評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>（フェア）議会と市民との意見交換会の機会もこれに充てる回も設けるべき。 （ネ・社）陳情者との事前の意見交換など、市民要望に応じて努力していると思う。継続要。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要（5会派）</p> |

| 条文 | | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|------|---|--|--|
| | 4 委員長は、十分な討議を保障するため、公平公正な委員会運営を行うものとします。 | <p>【取り組み状況】</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員長に対して不信任等が出なかった。 | <p>1 取組の評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>(公明党) 委員長の負担は多いので報酬等の検討をすべき</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 (5会派)</p> |
| 第1の条 | 議長及び副議長 議長は、議会を代表し、議会の秩序保持、議事の整理、議会事務を統理し、公平公正な議会運営に努めなければなりません。 | <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令及び先例等に基づき公平公正な議会運営に努めている。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議長に対して不信任等はなく、各会派や委員長への気配りや情報の共有も十分に行った。 | <p>1 取組の評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>(ネ・社) 議員の質問内容が不相当であった場合、議長の裁量を発揮する必要がある。</p> <p>おしなべて慎重な対応であることは長所でもあるが、要検討。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 (5会派)</p> |

| 条文 | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|---|--|--|
| 2 議長は、議会全体の代表者として、中立性のある活動を行うものとします。 | <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令及び先例等に基づき公平公正な議会運営に努めている。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各会派や委員長への気配りや情報の共有も十分に行った。 | <p>1 取組の評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>(フェア) 個人の政治活動まで規制する様なことを類推させる可能性がある。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 (1 会派) 不要 (4 会派)</p> <p>(フェア) 文案：議長は、議会全体の代表者として、議会運営や議会を代表して出席する会合等においては、中立性のある活動を行うものとします。</p> |
| 3 議長及び副議長は、別に定める規定により議員による選挙で選ばなければなりません。 | <p>【取り組み状況】</p> <p>① 「多摩市議会の議長及び副議長の選出方法等に関する取扱要領」、に基づき行っている。</p> <p>② 選挙方法は多摩市議会会議規則第 1 章第 4 節の規定に基づき行っている。</p> <p>③ 自治法第 103 条第 2 項では、議長及び副議長の任期は議員の任期によるとしているが、多摩市議会では先例で議長及び副議長の任期を 2 年としている。</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 選出の選挙ができた。 | <p>1 取組の評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>特になし</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 (5 会派)</p> |

| 条文 | | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|--------|---|--|---|
| | 4 副議長は、議長に事故あるとき又は議長が欠けたとき、議長の職務を行うとともに、議長を補佐します。 | <p>【取り組み状況】</p> <p>① 半ば改選時の正副議長選挙の際には、議長が辞職するため副議長が議事進行を行う。</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できている | <p>1 取組の評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A 取組は十分である</p> <p><input type="checkbox"/> B 概ねできている</p> <p><input type="checkbox"/> C さらなる取組が必要</p> <p><input type="checkbox"/> D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>特になし</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 (5会派)</p> |
| 第 17 条 | 議会運営委員会及び代表者会議 | <p>議会は、議会運営のため、地方自治法第 109 条第 1 項の規定に基づく議会運営委員会及び同法第 100 条第 12 項の規定に基づく協議・調整の場として、代表者会議を設置します。</p> <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置済み。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分機能した | <p>1 取組の評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A 取組は十分である</p> <p><input type="checkbox"/> B 概ねできている</p> <p><input type="checkbox"/> C さらなる取組が必要</p> <p><input type="checkbox"/> D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>特になし</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 (5会派)</p> |

| 条文 | | 具体的な取り組み状況及び成果 平成29年度から令和元年度までの3年間の状況 | 検証結果 |
|-------|----|--|--|
| | | <p>2 議会は、円滑な議会運営のために、必要に応じて代表者会議を活用することができます。</p> <p>【取り組み状況】</p> <p>① 申し合わせで定められている代表者会議の所管事項のとおり（議会人事、選挙後の代表者会議での協議、定例会中の意見書等の調整等）</p> <p>② 代表者会議の開催実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（H29…18回、H30…7回、H31(R1)…8回） <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できている | <p>1 取組の評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>（フェア）代表者会議の合意がないまま決議案を提出する場合や、委員会提案で決議を出すことに対しても、代表者会議での合意を得てから行うことを申し合わせるべき。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要（5会派）</p> |
| 第108条 | 会派 | <p>議員は、会派を結成することができます。</p> <p>【取り組み状況】</p> <p>① 平成29年度…5会派、平成30年度…5会派、平成31年度（令和元年度）…7会派</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できている | <p>1 取組の評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>（ネ・社）会派制度を取っていない議会もあり、今後調査・研究の対象とする可能性はある。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要（5会派）</p> |

| 条文 | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|---|---|--|
| <p>2 会派は、共通の理念をもつ政策立案を行うものであって、政策立案に資するための調査研究に努めなければなりません。</p> | <p>【取り組み状況】【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会派としての調査活動はできている。 | <p>1 取組の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> A 取組は十分である <input checked="" type="checkbox"/> B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分 <p>2 コメント</p> <p>(共産党) 会派内で、予算・決算に対する態度が分かれることをどう見るか。</p> <p>(公明党) 共通の理念とは一人には当てはまらないのではないか。例外規定等をつける必要があるのではないか。</p> <p>会派意見不一致の場合、意見を合わせる更なる努力がほしい。</p> <p>意見が合わない場合の各議員の態度について会派の責任としてわかりやすい説明や行動をするべきである。(離席等)</p> <p>(フェア) 議会報告会や意見交換会、議会だよりにおいて、委員会単位だけでなく、会派ごとにも政策等を発表、報告する機会を設けるべきでないか。</p> <p>(ネ・社) 政策立案までには至らず、今後の課題。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 (1 会派) 不要 (4 会派)</p> |
| <p>3 議会は、議会運営に当たって、会派間の公平性を確保しなければなりません。</p> | <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 議会運営委員会及び代表者会議では、1 人会派のオブザーバー参加を認めている。 ② 一般質問や決算審査、予算審査では議員 1 人ごとに持ち時間を配分し公平性を確保している。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分できている | <p>1 取組の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分 <p>2 コメント</p> <p>(ネ・社) 1 人会派・2 人会派に議決権を認めることも、今後の検討課題としたい。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 (5 会派)</p> |

| 条文 | | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|--------|-------|--|--|
| 第 19 条 | 政務活動費 | <p>会派は、多摩市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年多摩市条例第 1 号）に基づき交付された政務活動費を活用して、議員の調査研究及び政策立案に資するものとし、その用途及び結果については、積極的に公開し説明責任を果たさなければなりません。</p> <p>【取り組み状況】</p> <p>① 多摩市議会のホームページで公開している。</p> <p>② 平成 29 年は議会だより 8 月 5 日号（214 号）、平成 30 年は議会だより 8 月 5 日号（218 号）に政務活動費の会派別支出状況を掲載している。</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公開はしているがホームページで探すのが困難である | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>（公明党）領収書のネット公開はすべき。 ホームページ上のわかりやすい掲示を</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要（1 会派） 不要（4 会派） （フェア）政務活動費の交付は議員個人を基本とし、会派全体としての交付と使途報告を希望する会派については従来通りとする。</p> |
| 第 20 条 | 議会事務局 | <p>議会は、議長の統理する事務を遂行するため、地方自治法第 138 条第 2 項の規定により、議会事務局を設置します。</p> <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置済み。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 古い設備の中頑張っている | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>（フェア）議員の日頃の調査を補佐する機能が足りない。 （ネ・社）事務局機能の強化は今後の課題。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要（5 会派）</p> |

| 条文 | | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|------|--|--|--|
| | 2 議会事務局は、前項によるもののほか、議会の政策立案活動、調査活動を補佐する役割を担うものとしします。 | <p>【取り組み状況】</p> <p>① 修正案の作成、議会費の補正予算案の作成等補佐を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 修正案（H29…1件、H30…0件、H31(R1)…2件） 議会費の補正予算案（H29…2件、H30…1件、H31(R1)…4件） <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> どこまで対応するのか担当者が変わると意見が変わる傾向があった | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>（新政会）議会事務局と議員の定期的な意見交換 議会事務局の最先端研修 →研修はいつやるのか。</p> <p>（公明党）人事の変更は実務に影響がない範囲で慎重にしてほしい</p> <p>（フェア）議員の日頃の調査を補佐する機能が足りない。</p> <p>（ネ・社）事務局機能の強化は今後の課題。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要（1会派） 不要（4会派）</p> |
| 第21条 | 議会図書室 | <p>議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとしします。</p> <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会運営委員会において、前年の申し送り事項及び議長公約の確認として協議を継続している。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 以前より資料は探しやすくなった | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>（公明党）委員会の調査活動、特に調査テーマに基づく資料など会期ごとではなく項目別のファイリングがされていると活用しやすい。</p> <p>（フェア）充実した取り組みが進んでいない。</p> <p>（ネ・社）現状、議会が管理しているとは言い難い。 内容の充実、本の配置など書棚状況について定期的な整理、確認を行うことが必要か。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 不要（5会派）</p> |

| 条文 | | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|---------------|---|---|--|
| | 2 議会は、議会図書室の活用にあたっては、市が設置する行政資料室等との連携を図るものとします。 | <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会運営委員会において、前年の申し送り事項及び議長公約の確認として協議を継続している。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会図書室にない資料も行政資料室で見ることができる | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>(新政会) 図書室の統合 【議長公約；議会図書室と行政資料室の連携】 →有志勉強会か特別委を行う</p> <p>(共産党) 「議会図書室の充実」の課題の実現のために、現在の「行政資料室」を発展させて、市民・市職員・議員が共同で利用できる「市政図書室」をつくる方向にすすむべきではないか。</p> <p>(フェア) 連携が進んでいない。</p> <p>(ネ・社) 市の図書館構想全体とリンクさせて考えるべきでは。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 (2 会派) 不要 (3 会派) (共産党) 「市政図書室」をつくるのであれば、条例改正。</p> |
| 第6章 議員の身分、待遇等 | | — | — |
| 第 22 条 | 議員定数は、第3条に定める「議会の活動原則」に沿った、議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、多摩市議会議員定数条例(平成 11 年多摩市条例第 41 号)により定めるものとします。 | <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 定めている。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 名の欠員の時期もがあったが問題なく運営できた。 | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>(公明党) 定数について再検討の時期ではないか</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 不要 (5 会派)</p> |

| 条文 | | 具体的な取り組み状況及び成果 平成29年度から令和元年度までの3年間の状況 | 検証結果 |
|------|--|--|---|
| | 2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題、将来予測等を十分に考慮し、市民意見を聴取したうえで決定するものとします。 | <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度から令和元年度までの3年間で実績なし。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年以降は議論すらされなかった | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>(共産党)「市民意見を聴取する」具体的なしくみを、要綱等で定める必要がある。</p> <p>(公明党)4年に一度は市民意見を聴取し検討すべき</p> <p>(フェア)「市民意見を聴取」することができていない。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要(1会派) 不要(4会派) (共産党)要綱に記述</p> |
| 第23条 | 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和44年多摩市条例第10号)に定めるものとします。 | <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 定めている。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬等審議会に諮っている。 | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>(公明党)民間のデータが揃ってから一年遅れで評価されるが、議員自体が理解できていないのか市民への説明ができていない。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 不要(5会派)</p> |

| 条文 | | 具体的な取り組み状況及び成果 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の状況 | 検証結果 |
|--------------------|--|--|--|
| | 2 議員報酬の改正の決定に当たっては、多摩市特別職報酬等審議会条例（昭和 43 年多摩市条例第 30 号）第 2 条の規定に基づく審議会意見のほか、財政改革の視点、市政の現状及び課題、将来予測等を考慮し、市民の意見を十分に反映して決定するものとします。 | <p>【取り組み状況】</p> <p>① 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例は、平成 27 年以降改正なし。</p> <p>② 平成 29 年に多摩市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（長期欠席議員の報酬を減額する条例）を制定した。</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬等審議会に諮っている。 | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>（共産党）「市民の意見を十分に反映（する）」具体的なしくみを、要綱等で定める必要がある。</p> <p>（フェア）多摩市特別職報酬等審議会の答申に沿ったものだけで、「財政改革の視点、市政の現状及び課題、将来予測等を考慮し、市民の意見を十分に反映して決定するもの」という過程が議会として十分に行われているとは言い難い。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要（5 会派）</p> <p>（共産党）要綱に記述</p> |
| 第 7 章 最高規範性及び見直し手続 | | — | — |
| 第 24 条 | 他の条例等との関係 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会における最高規範です。 | <p>【取り組み状況】【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本条例に基づき運営はできた | <p>1 取組の評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>特になし</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要（5 会派）</p> |

| 条文 | | 具体的な取り組み状況及び成果 平成29年度から令和元年度までの3年間の状況 | 検証結果 |
|------|--|---|--|
| | 2 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に反してはなりません。 | <p>【取り組み状況】</p> <p>① この3年間で改正した議会に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> 多摩市議会委員会条例（H29…1件、H30…0件、H31(R1)…1件） <p>② この3年間で廃止した議会に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> なし <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正は本条例にも基づきできた。 | <p>1 取組の評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>特になし</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要（5会派）</p> |
| 第25条 | 条例の見直し等 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において検証するものとする。 | <p>【取り組み状況】</p> <p>① 平成28年から平成29年にかけて、条例改正に向け議会運営委員会で検討。（平成28年度）</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要が生じた場合のみの対応で定期的には行ってこなかった | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>（共産党）議会基本条例の検証を定期的におこなう必要があるかの検討が必要ではないか。（議員任期の4年間にあわせ4年ごと。前期の末になど）</p> <p>（公明党）4年に一度検証するようにすべき</p> <p>（ネ・社）検証の周期や手法については今後の課題。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要（1会派） 不要（4会派）</p> <p>（共産党）条例改正または、要綱に記述</p> <p>（公明党）どのくらいの期間で検証するか規則等で明記</p> |

| 条文 | | 具体的な取り組み状況及び成果 平成29年度から令和元年度までの3年間の状況 | 検証結果 |
|--------|--|--|---|
| | 2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずるものとしします。 | <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年3月に条例改正。(平成28年度) <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正は速やかにできた | <p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>(公明党) 定期的に検証を行う必要があった。</p> <p>(ネ・社) 現時点では評価不能のため前項に準じた。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 (5会派)</p> |
| 第8章 補則 | | — | — |
| 第20条 | 委任 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとしします。 | — | — |

A 23 36%

B 22 34%

C 19 30% ⇒ ●独自調査、市民意見に基づく政策提案機能 ●市民への広報、説明責任 ●市民参画と意見反映 ●委員会における市民発言と議員間討議 ●議決事項の追加 ●文書質問
●学識経験者による調査と機関設置 ●事務局の議員活動補佐 ●議会図書室と行政資料室の連携 ●議員定数の改正 ●議会基本条例の検証

D 0

合計 64 100% A取組は十分である + B概ねできている = 7割